

## 全国法人取引停止処分者の負債状況

### 1. 概要

一般社団法人全国銀行協会パブリック・リレーション部は、1965年5月から、全国の法務大臣指定の手形交換所において取引停止処分となった法人の件数（処分件数）および負債金額を毎月集計のうえ、「全国法人取引停止処分者の負債状況」として公表している。また、1月、4月には、年中、年度中の件数および負債金額も併せて公表している。

集計対象	手形法 83 条・小切手法 69 条の規定による法務大臣指定の手形交換所
集計基準	取引停止処分日基準による月中集計
報告期限	翌月 10 日
公表日	原則として、翌月 17 日の午後 3 時 (17 日が銀行休業日の場合、翌営業日の午後 3 時)
公表方法	・日本銀行の金融記者クラブへの資料配付 ・全銀協ウェブサイトに掲載
掲載されている統計資料	・「全国法人取引停止処分者の負債状況」（毎月） ・「決済統計年報」（毎年 3 月下旬）

### 2. 本統計の表すもの

取引停止処分者の原因別件数および業種別件数の動向は、わが国の企業経営の状況、金融・経済情勢および景気動向を判断するうえで参考となる。

### 3. 用語の解説

#### (1) 処分件数

全国の法務大臣指定の手形交換所において取引停止処分となった法人の件数で、①資本金別、②原因別、③業種別に集計している（下表参照）。

なお、2000年4月以降は、「資本金 100 万円未満の法人」も集計対象に組み入れている。

①資本金別	②原因別	③業種別
300 万円未満 300 万円以上 1,000 万円未満 1,000 万円以上 5,000 万円未満 5,000 万円以上 3 億円未満 3 億円超	在庫投資過大 設備投資過大 売上不振 コスト高・採算悪化等 売上金回収困難 関連企業倒産の波及 融手操作 高利金融 その他	製造業 卸売業 小売業 建設業 サービス業 農林・漁業・水産 鉱業 不動産 運輸・通信 その他

## (2) 負債金額

買掛金および支払手形などの支払債務と借入金の合計額、または、総資産から自己資本（準備金を含む。）を控除した額を集計している。また、負債金額が不明確な場合は、総資産、自己資本、年商、買掛金などから推定している。

なお、従来は、負債金額が不明で資本金が確認できる法人の負債金額を「資本金の 12 倍」とみなして算出していたが、2007 年度 4 月以降は「資本金の 17 倍」にみなして算出している。

## 4. その他（関連統計）

企業倒産に関する統計として、民間調査機関 2 社が発表している「倒産月報」（東京商工リサーチ）および「全国企業倒産集計」（帝国データバンク）がある。全銀協の統計とは集計対象が下表のとおり異なる。

全国銀行協会	東京商工リサーチ	帝国データバンク
○取引停止処分 （法的整理は不渡届提出不要）	○負債総額 1 千万円以上の次の倒産 ・会社更生法、民事再生法、商法整理、破産法、特別清算による法的整理 ・銀行取引停止、内整理などの任意整理	○会社更生法、民事再生法、破産法、特別清算による法的整理 （銀行取引停止、内整理などの任意整理は集計対象外）